

令和3年第13回

札幌市教育委員会会議録

令和3年第13回教育委員会会議

1 日 時 令和3年8月30日(月) 13時30分～14時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教育長	檜田英樹
委員	阿部夕子
委員	佐藤淳
委員	石井知子
委員	道尻豊
委員	中野倫仁
教育次長	竹村真一子
生涯学習部長	丹尾結子
教育政策担当課長	水野栄二
学校施設担当部長	松原和幸
学校教育部長	相沢克明
教育推進課長	佐々木薫
教育課程担当課長	伊達峰史
児童生徒担当部長	長谷川正人
教職員担当部長	三戸部文彦
中央図書館長	矢萩英美
総務課長	井上達雄
庶務係長	松平健次
書記	村上彰隆

4 傍聴者 7名

5 議 題

議案第1号 令和3年度教育委員会事務点検・評価について

議案第2号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果に係る札幌市の対応方針について

議案第3号 札幌市奨学金支給条例施行規則の全部を改正する規則案

議案第4号 札幌市奨学生選考基準を廃止する訓令案

【開 会】

- 檜田教育長** これより、令和3年第13回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

【議 事】

- ◎**議案第1号 令和3年度教育委員会事務点検・評価について**

- 檜田教育長** それでは議事に入ります。

議案第1号、令和3年度教育委員会事務点検・評価についてです。

事務局から説明をお願いします。

なお、撮影については、冒頭の事務局説明が終了するまでといたしますので、よろしくをお願いいたします。

- 生涯学習部長** 議案第1号の令和3年度教育委員会事務点検・評価報告書について、御説明いたします。

本議案は、令和2年度の事務事業についての点検・評価結果をまとめたものを、令和3年度の報告書とし、第3回定例会市議会に提出するとともに、公表することとしてよろしいか伺うものでございます。

はじめに、別添の報告書案の5ページをお開きください。

【1 目的】にございますとおり、点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するもので、本市では「札幌市教育振興基本計画」の進行管理を兼ねております。

この計画をより着実に進めるため、点検・評価の結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映させております。

続いて、右側6ページ、【2 実施方法等】について御説明いたします。

点検・評価に当たっては、令和元年度からスタートしている後期教育アクションプランで計画した全事業・取組について自己評価を行い、実施結果や今後の方向性を示しました。

また、本報告書は、昨年度の教育委員会事務事業における課題や今後の方向性について、教育委員の皆様から頂いた御意見も踏まえて、作成いたしました。

更に、点検・評価結果の客観性を確保するため、2名の学識経験者から意見をいただいております、その内容は後程御紹介いたします。

ページをおめくりいただき、8ページを御覧ください。

第3章に、点検・評価の結果を掲載しております。

ここでは、「令和2年度の主な取組等」と「資料編」の2つのパートに分け、それぞれ、後期教育アクションプランの基本的方向性ごとに結果をまとめております。

9ページをお開きください。

【1 令和2年度の主な取組等】では、まずは、基本的方向性1に位置づく令和2年度中に実施した主な事業・取組の概要、続いて、12ページには、成果指標の動向を掲載し、13ページに2名の学識経験者からの御意見と、教育委員会の見解を示し、令和2年度に行った教育委員会の事務事業について概略をまとめております。

ここで、学識経験者からの意見内容について御紹介いたします。

戸田 まり（とだ まり）北海道教育大学札幌校教授からは、御専門である教育心理学の見地から、成果指標の数値が低下していることについて、児童生徒の前向きな気持ちを押し上げ、より強く支援するための施策が望まれるとの御意見を頂きました。

また、教育社会学が御専門の和田 佳子（わだ よしこ）札幌大谷大学教授からは、幼少期から自ら学ぶ姿勢を身につけ社会の中で共に生きる力を培う教育の重要性が高まっているとの御意見とともに、札幌市は教育ビジョンに沿った多彩な社会教育事業を展開していると評価を頂きました。

これらの御意見を受け、教育委員会として、今後どのように施策を展開していくか見解を示すとともに、頂いた御意見を生かしながら、今後の各事業、取組を推進してまいります。

学識経験者からは、この他にも、教職員の長時間労働解消に向けた取組の必要性、公立夜間中学への期待、進路探究オリエンテーリング事業への評価など様々な御意見を頂いており、17ページ、19ページに記載しております。

最後に、20ページを御覧ください。

ここからは【2 資料編】といたしまして、令和2年度に実施した102件の事業・取組について、事業内容、取組結果と自己評価、今後の方向性をまとめるとともに、成果指標の動向について掲載しております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止・縮小した事業もいくつかございました。

しかしながら、このような状況であっても、青少年科学館での科学実験の動画配信や姉妹都市小学校とのオンライン交流など、様々な方法を模索しながら、取組を進めてきた次第でございます。

以上、御説明いたしましたとおり、報告書をまとめましたので、これをもって、令和3年度の教育委員会事務点検・評価報告書とさせていただきます、9月17日に招集される第3回定例市議会に提出するとともに、公表することといたしたく、御審議のほど、よろしく願いいたします。

御説明は、以上でございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

私から一点、学識経験者からの意見にもございましたけれども、コロナ禍の影響により、成果指標で心配な部分があったということですが、事務局として特にと言いますか、顕著に表れている部分があれば、改めて確認させていただけますでしょうか。

○**教育政策担当課長** 12、38 ページに掲載しておりますけれども、「自分にはよいところがあると考えている子どもの割合」が若干、下降しているという状況がございます。新型コロナウイルス感染症による臨時休校に加え、学校再開後も友人とのコミュニケーションに制限がかかるなどの要因により、児童生徒の自己肯定感の低下につながったと考えております。

今後、「特別の教科 道徳」を要といたしまして、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図るとともに、仲間と支え合う活動や、教師と子どもとの信頼関係、こういったものを基盤として、一人一人が、自分が大切にされているということを感じ取れる教育を進めていきたいと考えております。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

○**道尻委員** 今の御説明に関連してですけれども、新型コロナウイルス感染症で仲間と一緒に協力して行う活動や行事が制約されている影響というのは確かに大きいのだろうと思います。

とはいえ、これからはしばらくはこういった状況が続くと思われまして、あるいは、お子さん一人一人を見ると、必ずしも仲間と一緒に活動がプラスに働くお子さんばかりではないだろうとも感じています。

今回の報告書の 13 ページにある、和田氏からの意見の中には、「多角的な側面から、子どもが将来に希望を持てるような支援策を望みたい」とあります。

将来の夢や目標を持っている、あるいは自分にはよいところがあると考えている子どもの割合が低下していることに関して、学校における授業、あるいは活動といったものがひとつの対応策となるのは間違いないと思うのですけれども、それだけにとどまらない、学校という枠を超えた地域との連携など、もっと広い施策が様々取られることによって、まさに多角的な、一人一人の子どもたちに寄り添った色々な支援ですとか、機会の提供といったものが図られていくのではないのかと思いますので、引き続き、こういった観点からも今後の施策を考えていただく必要があるのではないかと感じました。

あともう一点、別のことでよろしいでしょうか。

教職員の長時間労働の関係に関しては、17 ページに戸田氏からの意見が述べ

られています。この中で、教員の長時間労働解消に向けた思い切った取組が必要となろうという記載があります。

これに関しては、令和2年度に働き方改革に関する指針が策定されて、今回の報告書では出退勤管理システムやイントラPCの取組が紹介されているわけですが、この指針でどういうことを目指していくのか、それから、今後の「思い切った取組」として、どういうことを考えていくのか、そういったところを分かりやすく示していくことが重要だと思います。

今働いていらっしゃる教職員の方に対してもそうですし、教職員を目指そうという方にも、札幌市教育委員会が目指すところが伝わるような取組を是非お願いしたいと考えています。

もし、現在のところで、御紹介いただけるような具体的なお考えや方向性があれば、御説明いただきたいと思います。

○檜田教育長 ありがとうございます、とても重要な部分だと思います。

一点目の、学校という枠の中だけではなくて、多角的な側面からの支援策を講じることについて、例えばオンラインの活用など、そうした部分も含めてかと思うのですが、そのあたりの現状を教えてくださいてもよろしいですか。

○教育政策担当課長 今回、コロナの影響で中止した事業もあるのですが、先程の説明にもありましたとおり、例えば青少年科学館では、YouTubeを使って実験動画を配信しております。

また、国際交流の関係でも、姉妹都市、中国や韓国の小学校と、インターネットのテレビ会議システムを使ってオンラインで交流を図るなど、色々工夫をして事業を継続しているところもございますし、コロナの関係で家庭と学校とのやり取りが多くなっていると思いますので、家庭からも子どもたちをフォローしていただくなどして、将来に希望がもてるような取組を進めていきたいと考えております。

○檜田教育長 事務点検・評価に直接関係するわけではありませんけれども、学校教育部の方から、学校におけるICTを活用した子どもの支援について、オンラインでの取組の状況とか、現状をどのように把握しているかなど、わかる範囲で結構ですけれども、教えてくださいありがとうございます。

○学校教育部長 今年度から一人一台の端末が整備されているということで、授業の中での活用が始まっております。この9月からは、授業と家庭学習の接続を図ることや、学習・生活習慣づくり等を目的として、平常時においても端末を

各家庭に持ち帰ることも可能となるように、ちょうど本日付けで各学校に通知を出したところであり、9月13日以降は、状況に応じて各学校で持ち帰りを進めることができる形となっております。

実際、端末を持ち帰るということになりますと、お話しがありましたとおり、家庭と学校の連携を、より強くしていく必要がありますので、そういった中で、家庭と学校が同じような形で子どもの状況を見ながら、子どもがプラスの方向で将来を考えていけるような支援に進んでいくきっかけ、ツールになるのではないかと考えております。ついては、各学校には、ただ端末を持ち帰ればよいということではなくて、ひとつの大切なきっかけと考えて取り組むようにと伝えているところです。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

2点目の、長時間労働に対する思い切った取組という部分についてはいかがでしょうか。

○**生涯学習部長** 思い切った取組ということではいいますと、やはり教員の方でないとできないことに教員の方が専念できるようにということで、外部の専門人材の積極的な活用ということについてかなり力を入れておまして、部活動もそうですし、色々な形で色々な職種の方が、チームとして学校を応援していくような取組を進めているところでございます。

○**佐藤委員** 道尻委員の意見に付随してお聞きしたいのですが、17ページの戸田氏からの意見の中、2段落目のところですね、「これまで当たり前と思っていた対面での会議や情報交換でなくとも業務が進められることを知るに至った」とありますよね。

今のお話しは、子どもたちに対してタブレットをどのように活用するかということかと思うのですが、教員の長時間労働の解消に向けて、例えば学校の中でICTを活用して会議や情報交換を行うといったような、そういった御検討は今進んでいるのでしょうか。

○**生涯学習部長** 先だって、教育長から、先進的な取組を進めている学校に対する表彰を行ったところですが、その中でいくつか紹介があったのが、例えば職員会議にICTを活用する、校務支援システムにより情報共有をする、あるいは意識付けとして、立ったまま短時間で打ち合わせをするなど、回数や方法をかなり工夫して、本来業務の方に注力できるようにされているということがうかがえたかなと思っております。

○佐藤委員 分かりました、ありがとうございます。

○阿部委員 成果指標のところ、「自分にはよいところがあると考えている子どもの割合」が低下しているということで、それに対する教育委員会の見解として先程御説明いただきましたように、「特別の教科 道徳」を主として、子どもたち一人一人が、自分が大切にされているということを感じてもらう教育を進めていくということについては共感できますし、是非推進していただきたいなと思うのですが、特に道徳科の場合は、教員の皆さんがどのような授業を構築するかということが、推進の要になると感じますので、教員の皆さんの道徳科に対する推進の底上げのようなことを、是非御検討いただけると良いのかなと思いました。

もうひとつ、お子さん一人一人が、「自分にはよいところがある」と感じてもらうためには、キャリア教育が欠かせないと、私自身は常々申し上げておりますけれども、自分の得意な科目があるとか、得意な運動があるとか、そういったところも、自分が大切にされている、自分にはよいところがある、という部分につながってくると思いますので、その辺りも是非強化していただければと思います。

○石井委員 学識経験者からの御意見や、先程の事務局の説明を聞いていて、コロナ禍において、従来どおりに学校の業務や行事を進められない中でも、YouTube を利用したりですとか、オンライン会議システムを使ったりですとか、ICT を何とか有効活用して、子どもたちに体験的な活動を提供しようという姿勢に、私はすごく好感を持ったというか、素晴らしいなと思いました。

是非、ICT を有効活用する姿勢というのを、事務的な部分ですとか、そういったところにも取り入れていただけて、長時間労働の解消にもつなげていただきたいなと考えています。

それから、13 ページで、学識経験者お二人から、幼児教育について触れられていて、私も意見として共感しております。

幼児教育は、学習意欲だけではなくて、子どもの安心感ですとか、自己肯定感ですとか、好奇心、探究心といった、将来にわたる人間としての基礎を培う上で非常に大切だと言われていて、保護者の間でも、幼児教育の充実を求める声が高まっているなと感じています。

特に核家族化や少子化で、家庭ではできない集団教育としての幼児教育への要望の高まりというのがありますので、今後も市立幼稚園の在り方に係る検討の会議の中などで、札幌市の特色ある幼児教育の充実を考えていただけたらなと思います。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

○**中野委員** 教員の長時間労働などもあって、なかなか全国的にも教員の志願者数が伸びてこないという状況で、今回は少し志願者が増加したということで、これは大変結構なことだと思うのですが、今後教員の確保と申しますか、志願者の確保というところで、教育委員会としてこのようなことに力を入れていきたいというものが何かあれば、教えていただきたいのですが。

○**檜田教育長** まさに昨日、一昨日と教員採用検査の二次試験があったところですが、志願者を増やすための取組についていかがでしょうか。

○**教職員担当部長** 教職員の志願者増ということで、ポスターやパンフレット、あるいは映像で教職の魅力を伝えるところから始まりまして、更には教員養成大学にも教職員課から出向きまして、教職の魅力を伝えたり、あるいは、今、市立高校にも、教職というものの特長とやりがいをPRしたり、そうした、教職とは何かを学生にも知っていただく、広めるという取組も行っているところではあります。

札幌市は一定程度倍率を保っているところではありますが、一方で先程から話題に出ている働き方改革を併せて進めていくことも重要だと考えております。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ちょうどこの3月でしたでしょうか、教育大学との連携を踏まえまして、大学と一緒にですね、「夢プラン」という、教員を目指す学生のためのセミナーをやっていますし、大学の方も今までは希望する人という大きな枠のみだったのですが、今回は1年生向け、2年生向け、3年生向けと、それぞれの意欲や状況に合わせて、オンラインでの研修を開催したということで、結構な人数に参加していただいたそうです。

もともとやはり教員を目指そうという方が多くいて、ただ途中で学校現場がブラックですと、そういうことで違う道に進んでしまう方もいるので、何とかこの札幌で、教職の魅力を発信しながら、教員の確保に向けて色々な取組を進めていますので、また機会のあるときに、皆様にも御紹介させていただければと思います。

他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果に係る札幌市の対応方針について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号、令和3年度全国学力・学習状況調査結果に係る札幌市の対応方針についてです。

事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 去る5月27日に実施された、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いに係る札幌市の対応方針についてお諮りいたします。

まず、インデックス実施要領の6ページを御覧ください。

本調査の結果の公表につきましては、実施要領にもありますとおり、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなどの配慮が必要となりますので、本日、調査結果の公表に係る対応方針について、お諮りするものでございます。

議案第2号を御覧ください。

お諮りすることは、3点ございます。

1点目は、札幌市全体の調査結果の公表に係る取扱い、2点目は、公表に係る数値の取扱い、3点目は、個々の学校の調査結果の公表に係る取扱いについてです。

なお、いずれも、今年度、国の方針に大きな変更はないこと、また、これまでの札幌市の対応に大きな支障がなかったことから、これまでと同様の提案となっております。

まず、議案第2号の1「札幌市全体の調査結果の公表に係る取扱い」については、これまでと同様、序列化や過度な競争が生じないように配慮しつつ、教科の領域ごと札幌市全体の結果を全国平均と比較し、±3ポイントの幅を基準とした5段階による言葉や、グラフを用いて表現するとともに、分析の根拠となる札幌市全体の平均正答率の数値を公表することとしたいと考えております。

教育委員会では、保護者、市民の理解と協力を得ながら教育活動等を充実していくためには、より一層丁寧で詳しい説明をすることが必要であると考え、序列化や過度な競争が生じないように配慮しつつ、平成27年度から、平均正答率の数値を公表しております。

次に、公表に係る数値の取扱いについてでございます。

文部科学省は、平成 29 年度から、「細かい桁における微小な差異が、実質的な違いを示すものではない」ことから、序列化や過度な競争が生じないように配慮し、都道府県及び指定都市の各教科の平均正答率について、小数点以下を四捨五入した整数値を用いて結果の提供、公表を行っております。

札幌市といたしましては、数値の細かな差のみに着目するのではなく、全体の傾向を大きく捉えたり、無解答率や誤答率等も含めて、成果と課題を丁寧に捉えたりすることが必要という考えに変更はございませんが、公表を始めた平成 27 年度以降、小数第 1 位まで示していたことを踏まえると、札幌市全体の平均正答率を整数値のみで示すことは、保護者や市民に「結果をあいまいにしている」という印象や誤解を招く恐れもあることから、札幌市の平均正答率については、これまでと同様、国から提供された整数値とともに、独自に計算した小数第 1 位までの数値も併記することとしたいと考えております。

なお、北海道教育委員会による北海道全体の平均正答率の数値の取扱いも、札幌市と同様に、国から提供された整数値とともに、独自に計算した小数第 1 位までの数値も併記して示されております。

続いて、インデックス「参考資料」の 1 ページを御覧ください。

こちらは、前回、令和元年度の実施報告書の抜粋となります。少々具体的にお話をいたしますが、「5 教科に関する調査結果の概要」を御覧ください。

札幌市全体の平均正答率を教科ごとに示しております。上段が、文部科学省から提供された整数値、下段の（ ）内が、札幌市が独自に計算した、小数第 1 位までの計算値となっております。

今年度の調査結果についても、このように示したいと考えております。

参考資料 2 ページ目を御覧ください。

各教科の教科別の平均正答率を示しております。

この部分については、文部科学省から提供されたデータが小数第 1 位まで示されていることから、提供された数値をそのまま掲載しております。

最後に、個々の学校の調査結果の取扱いについてです。

議案第 2 号の 2 ページ目にお戻りください。

教育委員会といたしましては、これまでと同様、「学校間の序列化や過度な競争が生じないように、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は行わない」、つまり、「学校ごとの平均正答率の数値」については公表しないこととしたいと考えております。

一方で、各学校が、自校の調査結果について、保護者等に説明することは重要であることから、これまでと同様、各学校において、児童生徒一人一人の結果を個人票で本人及び保護者に説明するとともに、各学校のホームページに、平均正答率の数値を用いず、自校の調査結果の分析と、現在各学校で取り組んでいる授

業改善のための「学ぶ力」育成プログラムの2つを掲載するなど、各学校が丁寧な説明を行うよう、教育委員会として、引き続き促してまいりたいと考えております。

お諮りしたいことは以上になります。

なお、今後の予定についてでございますが、今年度の調査結果につきましては、国全体、都道府県ごとに加えて、指定都市ごとの結果が、明日8月31日の17時に文部科学省から公表される予定です。

札幌市全体の結果の概要、設問ごとの正答率や回答率等のデータ、課題と改善策についてまとめた「実施報告書」は、9月13日に予定されている教育委員会会議で報告させていただく予定です。

説明は以上でございます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただいま事務局から、全国学力・学習状況調査の結果の対応方針ということで、大きく3つの方針の案をお示しいただきましたけれども、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**道尻委員** 質問ですが、今回の方針の御提案は、これまでの取扱いに沿ったものと理解しておりますが、これまでの取扱いについて、何か教育委員会の方に市民の方からの御意見とか、あるいは御要望とか、そういったものが来ているなどあるのでしょうか。

○**学校教育部長** 平成27年度からこういった形で公表しておりますが、特段この公表の在り方について御意見をいただいているということはありません。

○**道尻委員** 分かりました。

そのようなことも考えますと、私としては御提案のとおりでよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○**中野委員** 個々の学校のデータを出さないということに関しては私も賛成なのですが、一番良い学校と一番悪い学校とで、大きく差が開いているということは、実態としてあるのでしょうか。

ほとんど差がないので、わざわざデータを出す必要がないですとか、差があることはあるけれどもデータを出すのが適当ではないとか、そのあたりのニュア

ンスを教えてください。

○**学校教育部長** 今年度の結果については、これから詳細に確認をしていこうと考えているところでございます。

○**檜田教育長** これまで、学校間での顕著な差異などはありましたか。

○**学校教育部長** 一定程度の差というのはございますけれども、特段、大きな形での特徴のある差はございません。

○**檜田教育長** 全国で見ても、47都道府県でそれほど、この調査が始まったときには、一番上と下でかなり差があったということがありましたけれども、最近あまりそういうことよりも、事務局からもありましたように、それぞれの学校や教育委員会で、この結果を受けてどんなふうに対策を練っていくかというところに主眼が置かれていますので、その点で言うと、そんなに差異があつてということはないですけれども。

ただですね、ある区の業者さんがわざわざ各学校のホームページから調査結果を拾ってきて、この学校はどうだ、この地域はどうだとか、そんなようなことをしているということがあつたとは聞いていますけれども、教育委員会としては、そういった問い合わせがあつたときにも、あくまでも個々の子どもの結果を見て、ということでお返ししているところです。

○**中野委員** わかりました。

○**檜田教育長** 他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** 次回9月13日の教育委員会会議において、また結果等について御報告させていただくということになるかと思えます。

それでは、議案第2号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第3号** 札幌市奨学金支給条例施行規則の全部を改正する規則案

○**檜田教育長** 続きまして、議案第3号札幌市奨学金支給条例施行規則の全部を改正する規則案についてです。

事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 議案第3号、札幌市奨学金支給条例施行規則の全部改正について御説明いたします。

札幌市奨学金は、経済的に厳しく、かつ学業の優秀な学生・生徒を支援するため、返済不要な給付型の奨学金を支給する事業であり、大学生等または高校生等を対象に年間約1,500人を、奨学生として採用しております。

本議案は、奨学生の採用における審査の方法を一部見直すとともに、社会経済情勢の変化等に対して、より柔軟な対応を可能にするため、札幌市奨学金支給条例施行規則の全部改正を行うものでございます。

お手元の議案第3号の、「資料」のインデックスがついたページを御覧ください。

「1 札幌市奨学金に係る規程等の体系」でございます。

一番上に条例がございまして、事業の目的、奨学生の条件など、基本的な事項を規定しております。

その下に、今回、改正についてお諮りする「施行規則」がございまして。

規則では、奨学生の募集や、選定を行う時期、その具体的手続、支給回数や時期など支給に関する細目、そして各種様式について、細かく規定しております。

その下の左側、札幌市奨学生選考基準につきましては、この次の議案第4号で、改めて御説明いたしますが、奨学生の選定の際、かつては、事務局が採用候補者の案を作成し、教育委員会会議に諮る前に、附属機関であります「札幌市奨学審議委員会」に諮問する、という工程がございました。

選考基準は、この審議会で審議するための、奨学生の選定にあたっての基本的な考え方などを定めたものでございます。

その右側には、教育長が定める審査基準等とありますが、これは、事務局において応募者の家計の状況及び成績の数値を基に順位をつけ、採用候補者の案を作成するための、具体的な方法でございまして、現在も使用しております。

「2 規則改正を行う理由」でございます。

まず、「(1) 成績の審査の対象を過去3年分から直近1年分に変更する」について、成績につきましては、応募者の3年分の評定の平均値を、審査の対象としているところですが、昨年12月の教育委員会会議において、石井委員から、「3年分というのは長いのではないか、例えば3年生になってから急激に伸びる子などもおり、直近の努力に報いてあげられるような審査方法があっても良いのではないだろうか」という御意見をいただいたところでございました。

事務局では、より直近の努力を反映するため、審査の対象を、過去3年分から1年分に変更するという点について検討を行ってまいりました。

また、検討の過程において、他の政令指定都市を調査しましたところ、札幌市と同様の給付型奨学金制度を持つ都市のほとんどは、成績の審査対象を1年分

としており、3年分を必須としているのは札幌市のみ、という状況も分かったところでございます。

これらを踏まえ、札幌市においても、成績の審査の対象を、過去3年分から1年分に変更することが妥当であるという判断に至ったものでございます。

次に「(2) 規定内容を見直し社会経済情勢の変化等への柔軟な対応を可能にする」というものでございます。

コロナ禍により、社会経済情勢が急速に変化する中、返済不要な奨学金に対する関心が高まっているところであり、札幌市奨学金においても、新規の応募者の人数が、令和元年度以前は1,000人程度であったものが、ここ2年間は1,500人程度と、増加傾向にあります。

先ほど御説明いたしましたとおり、現在は、募集や選定の時期、支給に関する細かな事柄などは、すべて規則で定められていますが、今後は、経済的に厳しい立場におかれる学生・生徒の実情に、より則した柔軟な運用ということも考えていかなければなりません。

しかし、現状では、運用を変えるためには、都度、規則改正をしなければならず、スピード感のある対応ができない状況にあります。

また、近年、行政のデジタル改革の機運が高まっており、教育分野においても、GIGAスクール構想、1人1台端末といった取組が進められているところでございます。

札幌市全体の取組としても、デジタル改革を推進するための「札幌デジタル・トランスフォーメーション基本方針」の策定が進められているところであり、今後、行政手続のオンライン化など、デジタル化の動きが加速していくことが予想されます。

現在は、様式もひとつひとつ、規則で定めているため、様式を改めるには規則改正が必要になります。

しかし、こういった様式類も、本市のデジタル改革の進行に応じて、柔軟に見直しを行っていくことが、今後、必要になるだろうと考えております。

以上により、今回、時代の変化によりスムーズに対応できるよう、規則全般を見直し、全部改正を行うものでございます。

次のページにまいりまして、「3 改正の概要」でございます。

先ほど御説明したとおり、奨学金の支給や、奨学生の募集・選定の時期、具体的手続、様式といった細目につきましては、柔軟な対応を可能にする趣旨から、教育長が別に定めることとする必要がございます。

その他の規定内容を含めて、全面的な見直しを要することから、今回、規則の全部改正を行うものでございます。

なお、成績の審査対象年数を3年分から1年分に変更することについては、審

査の方法に係る細目ということで、年数を変えるのではなく、年数自体を規則から削除することといたします。

まもなく9月から、令和4年度の進学予定者を対象とする「予約採用」の募集が始まりますが、早速、この予約採用から、1年分の成績に変更して審査を行うこととしたいと考えております。

改正の具体的な内容につきましては、3ページから19ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。

ほぼ全てにわたっての改正となりますことから、逐一の説明は割愛させていただき、資料2ページの中ほどに、いくつか例を載せてございますので、そちらで御説明いたします。

規則から削除する規定の例ということで、条文の概要をいくつか載せております。

上段の「募集・選定の期間に関する規定の例」でございますが、第2条第6項において「願書は、毎年4月10日から5月15日までの間に提出」、第3条において「奨学生の選定は、6月5日から30日までの間に行う」という規定がございますが、このような規定を規則から削除し、教育長が別に定めるというふうにいたします。

中段の「支給細目に関する規定」及び下段の「様式に関する規定」についても、同様に、規則から削除し、教育長が別に定めることといたします。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いします。

○**阿部委員** 成績の審査対象を3年分から直近の1年分に変更するというところで、こちらについては賛成いたします。

ひとつ質問というか、分かれば教えていただきたいのですが、審査対象をこのようにしたことによって、対象になる方が増えなければ意味がないと思うのですが、そのあたり、増えそうな感覚はあるでしょうか。

○**学校教育部長** 予約採用の募集は学校を通して行うわけですが、例えば進学希望はあるが経済的に厳しい、という場合、「奨学金という制度があるよ」ということを、担任等から面談の際にしたいと思います。

その時に、3年分の成績となると、「今年は頑張っているけど、1・2年次の成績がちょっと」というのがあって、「申し込んでも厳しいから、今回はあきら

めようか」という例は、恐らくあったと思うのです。

これが、直近1年ということになれば、学校としても「今年の頑張りなら望みがあるから申請してみようか」ということで、出願が増えるというか、そこで救われてくる子どもたちは間違いなくいるのではないかと思います。

○阿部委員 救済のための規則改正でしょうから、そうなるようにと私も思います。

○石井委員 今回の規則改正によって、私は今までこぼれ落ちていた多くの子どもたちにチャンスができたのではないかなと期待しています。

特に、以前も会議で発言させていただいたんですけれども、直近1年に変更になったということは、やはり何らかの理由で学校に行けなかった子どもですとか、病気ですとか、あとは進学への意欲、先のことが考えられなかった子っていうのが、目標を見つけて、進学に向けて努力したときに、努力する意欲にもつながるのではないかなと思っていますし、また、札幌市教育委員会が、子どもの努力に報いるというか、認めてあげるという姿勢とも捉えることができるかと思えますので、意見を反映していただいて、非常に嬉しく思います。

○檜田教育長 趣旨は御賛同いただけると思いますが、どうしても手続きが古いままというかですね、文書ですっと出さなければならぬですとか、先程もありましたが期日がもう決まっていて、今回のコロナ禍のような状況になかなか対応できないところもありましたので、思い切った制度改正ということで提案させていただいたということです。

○佐藤委員 一点だけよろしいでしょうか。
備考のところに、「教育長が別に定める」「様式は別途定める」形になっているものがありますが、これらをどのように定めたかは、また私どもに御紹介いただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育部長 はい、そのように考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○檜田教育長 他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第4号 札幌市奨学生選考基準を廃止する訓令案**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第4号札幌市奨学生選考基準を廃止する訓令案についてです。

事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 続いて、議案第4号、札幌市奨学生選考基準の廃止について説明いたします。

お手元の議案の2枚目、「資料」のインデックスがついたページを御覧ください。

この選考基準は、「教育委員会訓令」として定められたものでありまして、説明においては「訓令」と表現させていただきます。

1番目、訓令の目的と「札幌市奨学審議委員会」との関係です。

以下の説明におきましては、この「札幌市奨学審議委員会」を、「委員会」と表現させていただきます。

先ほどの議案第3号で御説明しましたとおり、訓令は、委員会において、奨学生の選考を行うための、基本的な考え方などを定めたものでございます。

事務局での審査及び採用候補者の案の作成等の作業には、直接使用するものではありません。

また、過去には、奨学生の選考の過程において、面接も行っておりました。

委員会は、主に、採用候補者との面接を行うために、招集されていたものでございます。

2番目、面接の廃止についてでございますが、条例では、奨学生の条件として、「学業成績が優秀であること」、「家計が苦しいこと」のほか、「性行が善良であること」も、要件とされております。

成績と家計については、応募者が提出する成績証明書や、所得証明書等によって、書面で審査しており、これは現在でも変わりません。

一方、「性行が善良であること」については、現在は学校長からの推薦を得られたことをもって問題なしと判断しておりますが、過去にはこれに加えて、面接による人物評価も行っておりました。

しかし、面接を行う時期が、多くの学校で期末テストの時期と重なっており、とても大切な時期に、学校がある平日の昼間に呼びつけることは、生徒にとって負担が大きく、学校から苦情が寄せられたこともございました。

また、遠方に在住の場合や、学校行事と重なっている場合など、一定の事情が

認められれば、面接を免除しており、採用候補者間で不公平な状態となっております。

更に、段階的な採用者数の増に伴い、近年は、採用候補者が毎回 200 人を超える人数となっていたことから、面接は 1 回あたり正味 5 から 6 分程度、3 人ずつまとめて行っておりましたが、初めて会う人と 1 対 3 で短時間の面接をただけで、適正に人物評価を行うのは非常に困難でありまして、記録が残っている限り、採用候補者であった生徒が面接により不採用となった事例は 1 件もなく、当時の資料においても、面接は「事実上、将来の夢や本人の努力に対する、審議委員からの激励の場になっている」という記載もあり、面接の形骸化が課題となっております。

このため、平成 25 年度をもって面接を廃止し、もともとの応募要件としております「学校長の推薦」を得られたことをもって、人物が良好である、と判断することとしたものでございます。

3 番目の、訓令廃止の理由についてでございますが、面接の廃止については、平成 25 年 7 月 23 日の教育委員会会議に諮っておりまして、面接を廃止し今後は書面審査のみとすること、また、平成 26 年度以降は委員会の開催予定がないため、委員の委嘱は行わず、今後、委員会開催の必要が生じた時に、改めて委員を委嘱することについて、議決を得たという経緯がございます。

実際、委員会は、平成 26 年度以降、現在に至るまで一度も開催されておらず、また、今のところ、開催する予定もございません。

このような状況のもと、委員会で使用するためだけに存在している本訓令の取扱いについて、本市の条例・規則等を所管する総務局法制課とも協議を重ねた結果、廃止することが適当であるという判断に至ったものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いします。

以前は、この面接を受けるのに学校でもかなり準備をして、何度も面接練習をして送り出して、最終的に審査が通ると、喜びも倍増するんですけども、色々なところに負担がかかっていたのかなというところで、現在は面接も行われていないということです。

特によろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号については、提案どおり決定させていただきます。

本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** 以上で、令和3年第13回教育委員会会議を終了いたします。